

一般社団法人日本F I Dバスケットボール連盟定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本F I Dバスケットボール連盟と称し、英文では、JAPAN BASKETBALL FEDERATION for Players with an Intellectual Disability と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、日本国内の知的障がい者バスケットボール団体を統轄してバスケットボールを愛する知的障がい者とその支援者相互の親睦を図り、スポーツ精神に則り広く全国の知的障がい者にバスケットボール競技の普及を図り、その発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際知的障がい者スポーツ連盟（INAS）の主催する国際大会へ日本代表選手団の派遣
- (2) 知的障がい者のバスケットボール競技に関する競技会及び国際大会の開催
- (3) 公益財団法人日本バスケットボール協会（JBA）等の関連団体及び連盟と協力し、知的障がい者のバスケットボール競技の普及と強化のため講習会の開催及び指導者の育成
- (4) 国際交流の推進

- (5) 当法人の目的及び事業活動に功績のあった個人及び団体の表彰
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(社員の資格の取得)

第5条 当法人の社員になろうとする者は、理事会が別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(任意退社)

第6条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。

(除名)

第7条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第8条 前二条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第9条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第10条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 社員総会は、社員に剰余金を分配する旨の決議をすることはできない。

(開 催)

第11条 社員総会は、定時社員総会として毎年5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第14条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第15条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員

の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の

関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 4 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事には、その職務の対価として、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第25条 当法人は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当法人は、外部役員との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第 26 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集及び開催)

第 28 条 理事会は、代表理事が招集する。理事会は、原則として3ヶ月に1回開催する。ただし、代表理事が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して理事会の開催を請求された場合は、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会 計

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第39条 当法人の設立時社員は、次のとおりである。

設立時社員 小川 直樹

設立時社員 小嶋 隆司

設立時社員 津曲 栄智

設立時社員 吉田 朋代

設立時社員 関 圭子

(設立時の役員)

第40条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 小川 直樹

設立時理事 小嶋 隆司

設立時理事 津曲 栄智

設立時監事 古川 雅司

設立時監事 小嶋 黎眞

(定款に定めがない事項)

第41条 本定款に定めがない事項は、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」その他の法令の定めるところによる。